

平成24年8月23日

国立ハンセン病療養所の定員について

今般、国立ハンセン病療養所の入所者の皆様が、切実な思いを抱え、政府に強く抗議し改善を求める実力行使を決議されるまでに至ったことについて、そのような状況を作っていることは大変申し訳なく思っている。

国は、長年にわたるハンセン病隔離政策と「らい予防法」によってハンセン病政策の被害者に多大な苦痛と苦難を与えてきたことについて真摯に反省し、衷心より謝罪する立場にあり、かつ、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」や「国立ハンセン病療養所における療養体制の充実に関する国会決議」を踏まえて対応しなければならない。

また、ハンセン病の後遺障害に加え、高齢化が進んでいる入所者が良好かつ平穏な療養生活を営むためには、入所者の実情に応じた療養体制、特に充実した介護の体制が不可欠となっている。

このような状況を考えあわせ、それらを切望する当事者の思いに政府として応えるためにも、官房長官や総務大臣とも協議しつつ対応策を真摯に検討し、平成25年度の定員を定める際には、国立ハンセン病療養所の定員が毎年度連続して大幅に減少している状況に歯止めをかけるとともに、期間業務職員（賃金職員を含む）の配置も含め、充実した介護体制を確保するよう、最大限努力していきたい。

なお、今後とも、国立ハンセン病療養所の入所者の方々が良好かつ平穏な療養生活を営むことができるよう、医療・介護の体制整備に努めてまいりたい。

厚生労働大臣 小宮山 洋子